

岩手県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県企業局長 佐藤 学

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第2条 常勤の職員（<u>第4項及び第6項</u>（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに同条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> <u>第3項</u>の規定は、前項第1号に規定する勤務時間における休憩時間について準用する。この場合において、<u>第3項中「第1項」とあるのは、「第4項第1号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（<u>第4項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり38時間45分とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> <u>第3項</u>の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、<u>第3項中「第1項」とあるのは、「第6項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第2条 常勤の職員（<u>第5項及び第7項</u>（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに同条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> <u>前項の規定にかかわらず、職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、第1項に規定する勤務時間中に午前11時30分又は午後0時30分から1時間の休憩時間を置くことができる。</u></p> <p><u>4</u> 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、<u>第2項又は前項</u>に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> <u>第4項</u>の規定は、前項第1号に規定する勤務時間における休憩時間について準用する。この場合において、<u>第4項中「第1項」とあるのは、「第5項第1号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>7</u> 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（<u>第5項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり38時間45分とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> <u>前項の規定にかかわらず、職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、第7項に規定する勤務時間中に午前11時30分又は午後0時30分から1時間の休憩時間を置くことができる。</u></p> <p><u>10</u> <u>第4項</u>の規定は、<u>第8項又は前項</u>に規定する休憩時間について準用する。この場合において、<u>第4項中「第1項」とあるのは、「第7項」と読み替えるものとする。</u></p>

9 第4項から前項までの規定による勤務時間の割振り及び週休日の指定は当該事業所の長が定める。

10 常勤の職員に第1項、第4項及び第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに同条第2項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 [略]

2 [略]

3 前条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第2条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

第2条の3 [略]

11 第5項から前項までの規定による勤務時間の割振り及び週休日の指定は当該事業所の長が定める。

12 常勤の職員に第1項、第5項及び第7項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）、第2条の3の2第1項並びに第2条の7第2項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 [略]

2 [略]

3 前条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは、「第2条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

第2条の3 [略]

（子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の週休日の指定及び勤務時間の割振り）

第2条の3の2 所属長は、次に掲げる職員（第2条第5項の規定の適用を受ける職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、同条第1項又は第7項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、当該各項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき当該各項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（1）子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合

に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。第4項、第2条の5及び第2条の6において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者をいう。第4項及び第2条の5において同じ。)の介護をする職員であって、別に定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として別に定めるもの

2 前項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、別に定める日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。

3 第2条第4項の規定は、前項本文に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第2条の3の2第2項本文」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の週休日の指定及び勤務時間の割振りに関し必要な事項は、別に定める。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員(第2条第4項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。)から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2 [略]

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

4 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員(第2条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。)から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2 [略]

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

4 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定

する」とあるのは、「第2条の4第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)のある職員が、当該子を養育すること。

(2) [略]

(3) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護すること。

(4) [略]

2 [略]

(子育て等の事情がある常勤の職員の勤務時間の割振りの特例)

第2条の7 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある常勤の職員(第2条第4項及び第6項(第4項において読み替えて適用する場合を含む。))、第2条の2、第2条の3並びに第2条の5の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

する」とあるのは、「第2条の4第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員(第2条の3の2第1項の規定に基づき勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。

(2) [略]

(3) 配偶者等で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護すること。

(4) [略]

2 [略]

(子育て等の事情がある常勤の職員の勤務時間の割振りの特例)

第2条の7 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある常勤の職員(第2条第5項及び第7項(第4項において読み替えて適用する場合を含む。))、第2条の2から第2条の3の2まで並びに第2条の5の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1)～(4) [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項に規定する休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第2条の7第1項」と読み替えるものとする。

4 子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある常勤の職員であつて、施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務するものに係る第2条第6項及び第8項の規定の適用については、同条第6項中「午前8時30分から午後5時15分まで」とあるのは「第2条の7第1項各号に掲げる勤務時間のいずれか」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第2条の7第4項において読み替えて適用する第6項」とする。

(休日)

第2条の8 常勤の職員（第2条第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）及び短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第2条の9 常勤の職員又は短時間勤務職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第2条第1項、第4項、第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第10項又は第2条の7第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

(勤務日及び勤務時間の変更)

第3条 業務の運営上必要がある場合は、第2条及び第2条の7の規定にかかわらず、勤務日又は勤務時間を変更することができる。

(1)～(4) [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項又は第3項に規定する休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第2条の7第1項」と読み替えるものとする。

4 子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある常勤の職員であつて、施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務するものに係る第2条第7項及び第10項の規定の適用については、同条第7項中「午前8時30分から午後5時15分まで」とあるのは「第2条の7第1項各号に掲げる勤務時間のいずれか」と、同条第10項中「第7項」とあるのは「第2条の7第4項において読み替えて適用する第7項」とする。

(休日)

第2条の8 常勤の職員（第2条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。）及び短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第2条の9 常勤の職員又は短時間勤務職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第2条第1項、第5項、第7項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第12項、第2条の3の2第1項又は第2条の7第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

(勤務日及び勤務時間の変更)

第3条 業務の運営上必要がある場合は、第2条から第2条の7まで（第2条の3及び第2条の6を除く。）の規定にかかわらず、勤務日又は勤務時間を変更することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。